

目標1 男女共同参画の意識づくり （1）意識啓発の推進							
施策番号	施策	取組内容	担当課	令和6年度実績	令和7年度計画	4年間の実施状況と課題	今後の方向性について
1	広報くさつ・市ホームページ等を通じた啓発	・男女共同参画推進条例等の周知や、意識啓発に努めるとともに、多世代に情報が届くよう工夫しながら発信します。	男女共同参画センター	▶男女共同参画啓発紙「みんなで一歩」を作成し、市内関係施設、市内事業所等へ配布し啓発を行いました。 ▶広報くさつ（特集は6月・8月）、市ホームページ、SNS等を活用した啓発を行いました。	▶男女共同参画啓発紙「みんなで一歩」を作成・配布し、啓発を行います。 ▶SNS、HP、広報等を活用しながら工夫した発信を目指します。	・昨年度実施のアンケート調査では、男女共同参画推進条例という用語の認知度は、「よく知っている」が2.3%、「少し内容を知っている」が11.3%、「聞いたことがあるが内容は知らない」が45.2%でした。前回の調査からは認知度が高くなっているが、条例の内容も含めて周知が必要です。	継続して、男女共同参画推進条例、男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動等について、啓発を行います。
2	講演会や講座等の開催による学習機会の提供	・セミナーや講座等を開催し、学習機会の充実を図ります。	男女共同参画センター	性別に関わりなく誰もが能力を発揮できる男女共同参画の推進のため、各種講座を行いました。 ▶次世代育成男女共同参画事業 事業：デートDV防止・性の健康教育 ・学校向け 草津高3年生 207名 ・保護者向け 性教育アップデート講座～男の子の性・女の子の性～ 参加者：15名（大人11名、子ども4名） 事業：子育て応援フェスタ ・男女共同参画センターブースにてワークショップ（絵本deペーパーバック） 講師：川島 美穂さん 参加者：32名 ▶人権・同和問題職員研修 テーマ：性の健康幸福（ウェルビーイング）は基本的人権～ジェンダー平等と多様性尊重の良い関係～ 講師：元京都教育大学 教授 関口 久志さん 市職員 121名 ▶女性のチャレンジ応援塾 起業・再就職等、新たな一歩を踏み出したい女性を応援するための連続講座・講演会等を実施しました。事前講座2回、起業塾として未来起業家育成コース全6回・マネー&キャリアコース全3回の連続講座、フォローアップ講座5回、オープン講演会1回を実施しました。また、起業するための試行的な事業を対象とした助成金により、起業をめざす女性の支援を行いました。 ▶男女共同参画・女性活躍推進フォーラムの開催 ・講演会：女性のちからが社会を変える 講師：田中 優子さん 参加者：137名 ・男性の料理教室1回 参加者：8名 ・学習会：選択的夫婦別姓を学ぶ 講師：立命館大学法学部名誉教授 二宮 周平さん 参加者：9名 ▶ジェンダーに関する学習会 ・『父と子のカップケーキ作り教室』2回 講師：谷川 千紘さん 参加者：1回目親子9組（計19名） 2回目親子9組（計23名） ・『親子で学ぶ身体づくり講座』 講師：Raseek 代表取締役 森口 収規さん 参加者：6組（計12名） ・『現役警察官に学ぶ 女性のための護身術講座』 講師：滋賀県警察本部職員、草津警察署生活安全課職員 参加者：27名 ・『アサーティブコミュニケーション講座』2回講座 講師：寺地典子さん 参加者：1回目16名、2回目15名 ・『親子で漫画体験』～オリジナルキャラクターを作ってみよう～ 講師：マンガアート学院 代表 吉田 祥子さん 参加者親子15組（計34名） ・『男女共同参画映画上映会』～人生、いろどり～ 参加者：39名	以下の事業を実施します。 ▶次世代育成男女共同参画事業 ▶人権・同和問題職員研修 ▶ジェンダーに関する学習会 ▶女性のチャレンジ応援塾 ▶男女共同参画・女性活躍推進プロジェクト ▶Web初心者学習会等	次世代育成男女共同参画事業については、小・中・高校への周知を行い、利用促進に努めましたが利用が少ないため、各学校において、「デートDV防止・性の健康教育」が実施されるよう、性教育の必要性和あわせて周知が必要です。 ジェンダーに関する学習会についても実施し市民の方に参加いただきましたが、より多くの方に、また様々な世代の方に学習会に参加いただき、男女共同参画について考えるきっかけとなるよう努める必要があります。	継続して次世代育成男女共同参画事業、ジェンダーに関する学習会等を実施し、学習機会の充実を図ります。

目標１ 男女共同参画の意識づくり （１）意識啓発の推進							
施策番号	施策	取組内容	担当課	令和６年度実績	令和７年度計画	４年間の実施状況と課題	今後の方向性について
3	男女共同参画に関する情報の収集・提供	・男女共同参画についてのアンケート調査を定期的の実施し、市民の意識の変化を把握します。 ・世界、国、県の動向について積極的に情報収集、提供に努めます。また、SDGsについての啓発に努めます。	男女共同参画センター	▶市ホームページ・広報くさつ、男女共同参画センターラック等で随時啓発を行いました。	▶市ホームページ・広報くさつ、男女共同参画センターラック等で随時啓発を行います。	随時啓発を行いました。市民の方が興味を引くような読みやすい工夫が必要です。	継続して、男女共同参画についてのアンケート調査を定期的の実施するとともに、市ホームページ・広報くさつ、男女共同参画センターラック等で随時啓発を行います。
3	男女共同参画に関する情報の収集・提供	・男女共同参画に関する図書について適切な収集・整理を行い、市民等に提供します。	図書館 南草津図書館	関連する図書の収集・貸出を行い、図書館だより(新刊案内)や男女共同参画センターと連携した企画展示を行い、情報提供を行いました。 購入実績 41冊 展示実績 本館「男性の家事・育児」「みんなが生きやすい社会へ」 展示冊数 45冊 貸出冊数 93冊 南館「男性の家庭進出のすすめ」「人権を考える」 展示冊数 93冊 貸出冊数 60冊	男女共同参画に関連する図書の収集・貸出を行います。 図書館だよりや図書の企画展示等で情報提供を行います。	毎年関連本を購入し、展示による情報提供についても男女共同参画センターと連携ができ、図書館とセンターの相互で本の展示を行うことでより市民の意識啓発につながりました。しかしながら、図書館の外へ出向いての貸出等はなく、今後はセミナーや講座等に出向き、関連本に触れる機会を創出する必要があります。	引き続き男女共同参画に関連する図書の収集・貸出を行い、男女共同参画センターと連携しながら図書の展示等で情報提供を行います。
4	男女共同参画の視点による表現媒体の点検	・男女共同参画の視点に立ち、広報くさつ・市ホームページ等の点検を行います。	広報課	▶広報くさつ・市ホームページ等において、文章の表現やイラストの使用等の点検を行いました。	▶男女共同参画の視点に立ち、広報くさつ・市ホームページ等の点検を引き続き行います。	広報くさつ・市ホームページ等において、文章の表現やイラストの使用等の点検を行いました。男女のイラストの割合や使用する色等、各職員が男女共同参画の視点に立って確認するポイントを把握しておく必要があります。	広報くさつ・市ホームページ等において、各職員が男女共同参画の視点に他って、引き続き点検を行います。
4	男女共同参画の視点による表現媒体の点検	・屋外広告物について、申請書類や現地確認等により、不適切な表現がないことの確認を行います。	都市計画課	・許可申請書(令和6年度実績:880件)受付時や現地完了検査および是正指導などの外出時に、不適切な表現の広告物がないか確認を行いました。 ・屋外広告物適正化旬間に集中パトロールおよび申請指導・安全点検啓発を実施し、上記同様確認を行いました。	・許可申請書受付時や現地完了検査および是正指導などの外出時に、不適切な表現の広告物がないか確認を行います。	申請書類や現地確認などにより不適切な表現の広告物は掲出されていませんが、今後も不適切な表現がないことの確認を行う必要があります。	引き続き許可申請書受付時や現地完了検査および是正指導などの外出時に、不適切な表現の広告物がないか確認を行います。
目標１ 男女共同参画の意識づくり （２）教育の充実							
施策番号	施策	取組内容	担当課	令和６年度実績	令和７年度計画	４年間の実施状況と課題	今後の方向性について
5	男女の人権尊重や男女共同参画についての教育の充実	・全小中学校において、道徳科、家庭科、総合的な学習などで県が発行する「男女共同参画社会づくり副読本」の活用等により、児童・生徒が男女共同参画についての教育を行います。	児童生徒支援課	・市内全小中学校において、道徳科、家庭科、総合的な学習の時間などで滋賀県が発行する「男女共同参画社会づくり副読本」を活用すること等により、児童生徒が男女共同参画についての学習を行いました。	・市内全小中学校において、道徳科、家庭科、総合的な学習の時間などで滋賀県が発行する「男女共同参画社会づくり副読本」等を引き続き活用し、児童生徒が男女共同参画について学習を行えるようにします。	・既存教材を活用し教育・啓発を継続していることから男女の人権尊重や男女共同参画について児童生徒間に一定の理解は見られますが、性の多様性を含む社会の動きや考え方が絶えず変化していることから、それらをふまえた教材の工夫や指導が必要です。	・性の多様性をめぐる社会の動きや考え方に注目し、教材と指導のありかたについて検討していきます。

目標１ 男女共同参画の意識づくり （２）教育の充実							
施策番号	施策	取組内容	担当課	令和６年度実績	令和７年度計画	４年間の実施状況と課題	今後の方向性について
5	男女の人権尊重や男女共同参画についての教育の充実	・子どもたちが社会人、職業人として自立していけるよう、キャリア教育を推進します。	男女共同参画センター	▶啓発紙「みんなで一歩」や広報くさつの特集で、男女共同参画推進条例について掲載し、啓発を行いました。 ▶ジェンダーに関する学習会 ・『父と子のカップケーキ作り教室』2回 講師：谷川 千紘さん 参加者：1回目親子9組（計19名） 2回目親子9組（計23名） ・『親子で学ぶ身体づくり講座』 講師：Raseek 代表取締役 森口 収規さん 参加者：6組（計12名） ・『親子で漫画体験』～オリジナルキャラクターを作ってみよう～ 講師：マンガアート学院 代表 吉田 祥子さん 参加者親子15組（計34名） ▶男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画センターで政策・方針決定の場への女性の参画等をテーマとした図書コーナーを設置し、女性が多様な分野で能力を発揮できるよう周知啓発を行いました。	▶啓発紙「みんなで一歩」や市ホームページ等で啓発を行います。 ▶こどもを対象としたジェンダーに関する学習会を実施します。	啓発やジェンダーに関する学習会を実施しましたが、より多くのこどもがキャリアについて考えることができるよう、更なる啓発が必要です。	継続して、こどもたちが社会人、職業人として自立していけるよう、啓発やジェンダーに関する学習会を実施します。
5	男女の人権尊重や男女共同参画についての教育の充実	・子どもたちが社会人、職業人として自立していけるよう、キャリア教育を推進します。	学校政策推進課	▶中学校第2学年における3日～5日間の職場体験を全中学校で実施することができた。 7月～11月に実施。市立中学校2年生 1,267名	▶中学生チャレンジウィーク事業 中学校2年生における5日間の職場体験を実施します。 7月～12月 市立中学校2年生 1,249名	・男女関係なく、自分の希望した職業体験ができるように進めているが、日程や事業所の受け入れ人数等で折り合いがつかないときがあります。 ・小学校段階から将来の職業についてイメージできるよう、職業講話を充実していく必要があります。	・市と協定を結んでいる市商工会議所と連携・協力し、職場体験ができる事業所と、職業講話ができる講師を継続して募集。協力事業所と職業講話講師の一覧表を作成し、市内小中学校に共有します。 ・性差関係なく、自分の興味のある職業体験ができるよう中学生チャレンジウィーク事業を進めます。
5	男女の人権尊重や男女共同参画についての教育の充実	・主に中高生を対象に、次世代育成事業として、デートDV、性の健康教育等に係る学習機会を提供します。	男女共同参画センター	▶デートDV防止・性の健康教育として希望する学校へ講師の派遣を行いました。 （次世代育成男女共同参画事業）草津高3年生 207名	▶デートDV防止・性の健康教育を実施される学校に講師派遣を行い、学校教育の段階から性暴力等に対する正しい知識の啓発を行います。	デートDV防止・性の健康教育について、小・中・高校への周知を行い、利用促進に努めましたが利用が少ないため、各学校において、「デートDV防止・性の健康教育」が実施されるよう、性教育の必要性とあわせて周知が必要です。	継続して、デートDV防止・性の健康教育に係る学習の機会を提供します。
6	性の多様性を踏まえた学校教育環境の点検・改善	・学校教育環境・内容を点検し、LGBT等性的マイノリティの方への配慮が必要な点、合理的理由がなく男女の別が残されている状況の改善を図ります。	教育総務課	▶玉川中学校特別教室棟および体育館のトイレを改修し、誰もが使用できる多目的トイレを設置しました。	▶草津小学校のトイレおよび高穂中学校体育館のトイレを改修し、誰もが使用できる多目的トイレを設置します。	▶市内の小・中学校のトイレについては、順次、洋式への改修を行っているものの、現時点で、洋式化率は100%には至っておりません。	▶市内の小・中学校のトイレについて、引き続き、和式から洋式への改修を進めていきます。
6	性の多様性を踏まえた学校教育環境の点検・改善	・学校教育環境・内容を点検し、LGBT等性的マイノリティの方への配慮が必要な点、合理的理由がなく男女の別が残されている状況の改善を図ります。	児童生徒支援課	・性の多様性を尊重し、教職員個々の理解を深めるため、滋賀県発行の「性の多様性を考える」リーフレットを活用して研修を行ったり、人権センター発行の「LGBTって何？」を人権教育計画訪問の機会に紹介したりして教職員研修を進めました。 ・性の多様性を尊重するため、中学校の制服の見直しを進めました。実際の話し合いに生徒が参加して意見を表明するなど、児童生徒の意見を尊重しながら取組を進めています。	・学校教育に関わる環境や内容について多様性を尊重し、個別にいていねいな関わりをさらに推進していくために、人権教育計画訪問の機会に県教委発行の「先生のための性の多様性しおり」を紹介し、教職員個々の理解を深めることをめざします。 ・市内小中学校に「性の多様性についての学習・研修等実施状況調査」を行い、教育環境を含めた実態を把握することで取組の推進につなげます。	・これまでの取組から、性の多様性に関して教員の理解は一定進みつつありますが、学校教育環境全般を見渡すと依然として「男・女」の分類を前提にしていることなど、検討が必要です。	・性の多様性をめぐる社会の動きや考え方に注目し、引き続き研修と周知に努め、必要に応じて教育環境の改善を進めていきます。
7	教職員における男女共同参画に関する意識の醸成	・男女共同参画に関する意識を高めるための研修およびハラスメント防止に関する研修を実施します。	学校教育課	管理職とハラスメント相談員に1回、また各校で3回、ハラスメント防止に関する研修を行いました。	校長会、教頭研修会でハラスメント防止指針の周知・研修を行うとともに、各校でハラスメント防止に関する研修会を年間3回行う予定です。	研修を計画的に実施できているが、女性管理職の割合が低い現状やハラスメント相談事案が発生している現状から、男女共同参画やハラスメントについての理解度を高め、組織全体の文化や風土を変えていく必要があります。	研修だけでなく、L- Gateなどの連絡ツールを活用し、普段から男女共同参画やハラスメント防止に関する情報提供や啓発活動を行い、意識を高めています。

目標2 男女がともに自立して生きるための条件づくり（3）ワーク・ライフ・バランスの推進							
施策番号	施策	取組内容	担当課	令和6年度実績	令和7年度計画	4年間の実施状況と課題	今後の方向性について
8	働き方改革、ワーク・ライフ・バランスについての啓発、男性の育児休業等の取得の推進	・働き方改革、ワーク・ライフ・バランスについて啓発します。 ・テレワークの活用等多様で柔軟な働き方に向けた取組を推進します。 ・男性の育児休業等の取得推進について啓発します。	男女共同参画センター 職員課	▶商工観光労政課と連携し、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問の際、市内事業所に対し、滋賀県女性活躍推進企業認証制度についての啓発を実施しました。 ▶職員課：草津市役所における①育児休業を取得する男性職員の割合67%②配偶者出産休暇、育児参加のための休暇のいずれかを取得する男性職員の割合82%	▶人権・同和問題職員研修、ジェンダーに関する学習会、フォーラム等の実施や、啓発紙等を通じ、仕事と生活のバランス、育児や介護休暇等の取得促進に努めます。 ▶仕事と生活のバランス、育児や介護休暇等の取得促進に努めます。	▶ワーク・ライフ・バランスに関する講演会等は県で実施しており、連携しながら啓発に取り組んできたが、更に連携して啓発していく必要があります。 ▶男性職員の育児休業を取得する割合は令和3年度を除き毎年増加傾向、また、配偶者出産休暇および育児参加のための休暇のいずれかを取得する男性職員の割合は、約8割から9割程度で推移しており、男性職員が取得できる配偶者出産休暇および育児参加のための特別休暇や育児休業といった制度については、一定程度浸透しているものと考えられるが、さらに男性職員の家庭生活への参画促進のための職場環境づくりが必要です。	▶人権・同和問題職員研修、ジェンダーに関する学習会、フォーラム等の実施や、啓発紙等を通じ、県と連携しながら、仕事と生活のバランス、育児や介護休暇等の取得促進に努めます。 ▶継続して仕事と生活のバランス、育児や介護休暇等の取得促進に努める必要があります。
目標2 男女がともに自立して生きるための条件づくり（4）多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実							
施策番号	施策	取組内容	担当課	令和6年度実績	令和7年度計画	4年間の実施状況と課題	今後の方向性について
9	子育て支援の充実	・児童育成クラブや病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターなど、子育て支援の充実を図ります。	こども若者政策課	▶放課後の居場所づくりと多様な保育ニーズに対応し、仕事と子育ての両立をサポートするため、今後定員を超えることが予想される2学区を対象に民設児童育成クラブの開設を募集し、支援しました。 ▶病児・病後児保育を実施するとともに、登園（登校）後に急な発熱や体調不良で保護者のお迎えができないときに、看護師等がタクシーでお迎えに行くサービスを1施設で実施し、それらの周知に努めました。	▶放課後の居場所づくりと多様な保育ニーズに対応し、仕事と子育ての両立をサポートするため、今後定員を超えることが予想される学区を対象に民設児童育成クラブの開設を募集します。 ▶病児・病後児施設1施設が令和7年度3月末で閉室したため、新たな施設を募集します。	共働き世帯の増加を踏まえ、児童育成クラブの計画的な整備と、病児保育送迎サービスをはじめとする子育て支援の拡充を図ってまいりました。今後も、増加が見込まれる児童育成クラブの整備を着実に進めるとともに、子育て世帯のニーズを的確に把握し、子育て支援の一層の充実を図る必要があります。	新しく策定した「草津市こども・若者計画」に基づき、児童育成クラブや病児・病後児施設の質の向上と量の確保を図るなど、多様な保育ニーズに対応できる子育て環境の整備を行うことで、子育て支援の充実を図ります。
9	子育て支援の充実	・児童育成クラブや病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターなど、子育て支援の充実を図ります。 ・子育てにおいて孤立することなく安心して楽しんで子育てできるよう「切れ目のない子育て支援」を行います。	子育て相談センター	▶仕事と子育ての両立をサポートするため、チラシ配布や草津市子育て応援サイトほかほかタウンの活用により、ファミリー・サポート・センターの制度周知を行い、利用促進に努めました。 ▶JR草津駅と南草津駅前の子育て支援拠点施設を中心とした市内7箇所の子育て支援施設を通じて、子育て支援に係る様々な情報や、交流の場を提供することで保護者の子育ての不安解消に努めました。 ▶妊娠から子育てに関する不安を解消するとともに切れ目のない支援につなげるため、子育て支援施設とも連携して相談しやすい環境づくりに努め、継続的な支援を円滑に実施できるよう関係機関で情報連携を行いました。 ▶妊娠期からの伴走型支援の充実と経済的支援を一体的に実施し、より早い段階で支援に繋げ、安心して妊娠・出産・子育てができるよう努めました。 ▶転入家族や核家族といった家庭を含め、周囲の支援が得にくい家庭が安心して子育ての悩み等を相談できるよう、妊娠届、出産届、乳幼児健診などあらゆる場面で課題を抱える家庭の把握に努めました。 ▶継続支援の必要なケースについては、こども家庭センター内の関係課とも連携を強化して、支援の充実に努めました。	▶仕事と子育ての両立をサポートするため、チラシ配布や窓口での啓発、草津市子育て応援サイトほかほかタウンの活用により、ファミリー・サポート・センターの制度周知を行い、利用促進に努めます。 ▶妊娠届や出産届、新生児訪問、乳幼児健診等の機会を捉えて支援の必要のある妊産婦や母子に対し、学区担当保健師が電話や訪問、来所相談などを行い、育児不安等の解消に努めます。また、子育て支援拠点施設を中心とした市内7箇所の子育て支援施設や医療機関等と連携し、保護者の子育て支援に努めます。 ▶こども家庭センター内での連携強化に努め、切れ目ない支援を図ります。	▶ファミリー・サポート・センターにおいて、依頼会員数に比べて提供会員数が少ないことから、提供会員を増やす施策が必要です。 ▶医療や関係機関等とのさらなる連携強化を深め早期からの支援の充実を図っていく必要があります。	▶ファミリー・サポート・センターの積極的な周知を実施し、提供会員数の増加に努めていきます。 ▶各子育て支援施設での親子の居場所作りを充実させて安心して親子が過ごせるように相談・支援の充実に努めていきます。

目標2 男女がともに自立して生きるための条件づくり （4）多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実							
施策番号	施策	取組内容	担当課	令和6年度実績	令和7年度計画	4年間の実施状況と課題	今後の方向性について
9	子育て支援の充実	・多様な保育ニーズや保護者の就労状況等に対応した質の高い就労前教育・保育を提供するため、認定こども園等の環境整備や定員確保に取り組みます。	幼児施設課	▶第二期草津市子ども・子育て支援事業計画に基づき必要な保育定員の確保を図りましたが、待機児童の解消には保育士等の安定的な確保が必須であることから、保育士確保対策として、私立認可保育所等を対象に支援を行いました。 ▶安定的な教育・保育の提供に向けて、食材価格の急激な高騰の影響を受け、食材料費の負担が増えている保育所等に対し、食材価格の高騰分にかかる費用の支援を行いました。	▶草津市こども・若者計画に基づき必要な保育定員の確保を図るとともに、待機児童の解消には保育士等の安定的な確保が必須であることから、保育士確保対策として、私立認可保育所等を対象に支援を行います。	▶第二期草津市子ども・子育て支援事業計画に基づき必要な保育定員の確保を図りましたが、保育需要の上昇傾向から、令和6年度に待機児童が発生いたしました。	▶草津市こども・若者計画においては、将来推計人口の推移と女性就業率の上昇傾向を踏まえた保育ニーズの動向に基づき各年度ごとの「量の見込」を見定め、これを充足するだけの「確保方策」を定めています。計画期間中に見込まれる少子化傾向と保育ニーズの変化を見極めるため、人口推計等を精査しながら、待機児童対策として、保育士確保と受け皿確保（施設整備）を一体的に進めます。
10	ひとり親家庭への支援	・ひとり親家庭に対する相談対応や児童扶養手当の支給など、自立生活に向けた支援を行います。	こども家庭若者課	▶ひとり親家庭の福祉の向上のため、所得制限に満たない家庭に対して、児童扶養手当を支給し、母子・父子自立支援員により就労や貸付など自立に向けた支援を行いました。 「子どもの居場所」についても子どもの悩みに寄り添いながら、生活指導、学習支援、食事の提供を行いました。 ・相談件数…延3,729件(母子 3,553件、父 176件) ・児童扶養手当…328,856千円 ・子どもの居場所… 93回	▶ひとり親家庭に対して、母子・父子自立支援員による自立に向けた支援を行います。また、「こどもの居場所」についても引き続き対象者や関係機関等に周知を行うなど、参加者を募り、第3の居場所の提供を行います。	母子・父子自立支援員3名によるひとり親家庭の相談支援を行っているが、社会の変化に応じて、ひとり親家庭の支援ニーズは多様化、複雑化してきており、支援員の資質の向上や相談体制の充実が求められています。	引き続き、相談・支援のさらなる充実のため、各種制度の積極的な情報提供や関係課（機関）との連携の強化による、包括的な相談体制の充実を図り、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行います。 また「こどもの居場所」については、運営状況やニーズを踏まえて、対象者の拡大等を検討していきます。
10	ひとり親家庭への支援	・ひとり親家庭の医療費の一部負担分の全部または一部について助成します。	保険年金課	▶ひとり親家庭の医療費の自己負担分の全部または一部の助成をしました。 ・助成件数 28,459件 ・実績額 75,870千円	▶ひとり親家庭の医療費の自己負担分の全部または一部の助成をします。 ・助成件数見込 30,097件 ・予算額 81,223千円	ひとり親家庭の医療費の自己負担分の全部または一部の助成を実施してきました。今後も、ひとり親家庭の生活の安定のため、医療費助成を継続し、経済的負担の軽減を図る必要があります。	今後も、医療費助成を継続し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。
11	高齢・障害者家庭への支援	・高齢福祉サービスの適切な運用を図ります。 ・認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めます。	長寿いきがい課	▶各種高齢者在宅福祉サービスを実施し、高齢者およびその家族に対して支援を行いました。 （令和6年度実績） 緊急通報システム 設置数791台（R7.3月末時点） 日常生活用具の給付 3件（電磁調理器3件、火災報知器0件） 日常生活用具の貸与 1件（福祉電話1件） 福祉理髪サービス 延べ利用者数37人 外出支援サービス 対象者数226人 住宅小規模改造助成 33件 ふとんクリーンサービス 196件 配食サービス 1,007件 認知症高齢者等探索システム（GPS） 利用者数45人（R7.3月末時点） 自動車改造助成 2件 ▶認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりの実現のため、見守り体制の充実を図りました。 （令和6年度実績） 見守りネットワーク登録者数 358人（R7.3月末時点） 見守りネットワーク登録事業所数 8事業所 認知症サポーター養成人数 887人 脳活リーダー養成人数 11人 地域安心声かけ訓練実施団体数 3団体（志津学区、笠縫学区、桜ヶ丘町内会）	▶各種高齢者在宅福祉サービスを実施することにより、援助を必要とするねたきりや認知症の高齢者、またその家族に対して支援を図ります。 ▶認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりの実現のために、草津市認知症があっても安心なまちづくり条例および草津市認知症施策アクション・プラン第4期計画に基づき、認知症高齢者等見守りネットワークの拡充や、地域見守り体制の構築、見守り体制を推進する人材の育成を行います。	各種高齢者在宅福祉サービスの実施や認知症高齢者等見守り体制の充実を図ってきたが、各種高齢者在宅福祉サービスや地域での見守りを必要とする高齢者やその家族が必要な時に適切に利用できるよう、各種サービスについての周知・啓発が必要です。	各種高齢者在宅福祉サービスや認知症施策について、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、引き続き周知・啓発に努めます。

目標2 男女がともに自立して生きるための条件づくり（4）多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実							
施策番号	施策	取組内容	担当課	令和6年度実績	令和7年度計画	4年間の実施状況と課題	今後の方向性について
11	高齢・障害者家庭への支援	・介護保険サービスの充実と制度の適正な運用を図ります。	介護保険課	▶運営指導29件、集団指導1回、ケアプラン点検60件を実施しました。	▶介護者の負担軽減や介護離職の減少を目指して、運営指導や集団指導、ケアプラン点検等を通じた介護保険制度の適正な運用を図ります。	介護保険制度の適正運用に向けて指導・点検を実施し、介護者の負担軽減や介護離職の減少に寄与しているものの、今後も継続した取組が必要です。	介護者の負担軽減や介護離職の減少を目指して、引き続き運営指導や集団指導、ケアプラン点検等を通じた介護保険制度の適正な運用を図ります。
11	高齢・障害者家庭への支援	・障害福祉サービスの充実と制度の適正な運用を図ります。	障害福祉課	▶介護者の負担軽減や就労機会の確保を図るため、短期入所や日中一時支援など必要なサービスの提供を行いました。 短期入所／ 132人(延べ日数 311日／月) 日中一時／ 198人	▶介護者の負担軽減や就労機会の確保を図るため、短期入所や日中一時支援など必要なサービスの提供を行います。 短期入所／ 105人(延べ日数 315日／月) 日中一時／ 205人	短期入所については、利用ニーズが非常に高いものの、湖南福祉圏域内においてサービス提供事業所が少ないため、利用ニーズに対応できていない状態が続いています。	短期入所については、サービスを必要とする人が滞りなく利用できるよう、湖南地域障害児・者サービス調整会議や草津市障害児(者)自立支援協議会等を通し、新たな事業所の整備を促進すること等によりサービス量の確保に努めます。
目標3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり（5）さまざまな課題・困難を抱える人々への支援							
施策番号	施策	取組内容	担当課	令和6年度実績	令和7年度計画	4年間の実施状況と課題	今後の方向性について
12	相談体制の充実(女性総合相談)と周知	・さまざまな課題・困難を抱える女性が気軽に安心して相談ができるよう相談窓口の周知を図ります。 ・相談者の状況に適正に応じられるよう、相談員の資質向上のための研修機会を充実させます。 ・女性総合相談窓口の設置により、ワンストップ支援を行い、さまざまな課題・困難を抱える女性の相談支援を行います。 ・カウンセリング等の専門相談の設置について検討します。 ・相談時の託児について検討します。	男女共同参画センター	▶DV相談、男女共同参画相談など電話や面談による相談対応を行いました。また、関係窓口や機関への同行支援を行うなど寄り添った相談支援に努めました。その他、市ホームページや広報、啓発紙等で窓口の周知に努めました。 相談件数延べ272件、同行支援延べ10人 ▶カウンセリング事業を開始し、相談体制の充実を図りました。延べ61件 ▶貧困・孤独・孤立による不安を抱える女性に対し生理用品の提供(配布実績:701セット[1セット昼用20個入・夜用9個入])を通じて各種サービスや地域の支援につなげるなど、寄り添った支援を行いました。	▶DV相談・男女共同参画相談を電話や面談により実施します。 ▶関係窓口や機関への同行支援を行うなど寄り添った相談支援に努めます。 ▶カウンセリング事業を継続して実施します。 ▶相談時に託児を希望される方には託児支援を行います。 ▶市ホームページや広報、啓発紙等で窓口の周知に努めます。 ▶貧困・孤独・孤立による不安を抱える女性に対し生理用品の提供を通じて各種サービスや地域の支援につなげるなど、寄り添った支援を行います。	相談窓口については、広報くさつ、講座等で周知しており、認知度が令和6年度は21.2%と前回の調査から上がっていますが、更なる周知が必要です。 カウンセリングにより専門的に相談者の悩みに対して自己解決に導いたり、令和4年度から相談時の託児を実施したことにより子育て世代が相談しやすい環境を整えてきたが、引き続き相談時の託児支援が必要です。 また、生理用品の提供を通じた支援を実施してきたが、より多くの困難な問題を抱える女性とつながることができるよう、工夫が必要です。	継続して、相談窓口の周知を図るとともに、男性からの相談が増えてきているため、必要な学習機会を確保できるよう、業務の調整を行い、研修へ積極的に参加するなど資質を向上しながら対応していきます。
13	DVの防止およびDV被害者の自立に向けた支援	・母子生活支援施設など既存の施設や制度を活用しつつ、被害者の保護に努めます。 ・庁内外の関係機関・窓口と連携しながら相談および継続的な支援を行います。 ・DV防止に関する啓発を行います。	男女共同参画センター	▶相談対応を行いました。件数延べ272件うちDV関係相談15件、一時保護3件 ▶関係機関等と連携を図り支援に努めました。同行支援延10人 ▶11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間の啓発を行いました。	▶DV相談窓口として相談員を配置し関係機関等と連携を図ります。 ▶「若年層の性暴力被害予防月間」「女性に対する暴力をなくす運動」期間の啓発を行い、暴力を許さない啓発を行います。	関係機関と連携を図り支援に努めたが、引き続き関係機関と連携しながら、被害者の保護とその後の自立に向けた支援を行う必要があります。	継続して、関係機関と連携し、被害者の保護と自立に向けた支援を行います。
13	DVの防止およびDV被害者の自立に向けた支援	・母子生活支援施設など既存の施設や制度を活用しつつ、被害者の保護に努めます。 ・庁内外の関係機関・窓口と連携しながら相談および継続的な支援を行います。	こども家庭若者課	▶家庭児童相談室等と連携を取りながら、配偶者等からの暴力や様々な困難を抱えている母子家庭の施設への入所措置を行い、母子の生活支援とともに、自立促進を図りました。 ・母子生活支援施設・・・1件	▶母子生活支援施設など既存の施設や制度を活用しつつ、被害者の保護に努めます。 ▶庁内外の関係機関・窓口と連携しながら相談および継続的な支援を行います。	家庭児童相談室等と連携を図り支援に努めたが、引き続き被害者の状況を十分把握したうえで、関係課(機関)と連携しながら、被害者の安全確保と自立に向けた慎重な対応が必要です。	引き続き、被害者の状況に応じた必要かつ適切な支援を行います。

目標3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり （5）さまざまな課題・困難を抱える人々への支援							
施策番号	施策	取組内容	担当課	令和6年度実績	令和7年度計画	4年間の実施状況と課題	今後の方向性について
13	DVの防止およびDV被害者の自立に向けた支援	・母子生活支援施設など既存の施設や制度を活用しつつ、被害者の保護に努めます。 ・庁内外の関係機関・窓口と連携しながら相談および継続的な支援を行います。	家庭児童相談室	虐待相談対応件数は(1,177)件(過年度から継続しているもの、DV関係を含む)でした。 男女共同参画センター、警察、中央子ども家庭相談センター、その他関係機関と連携し、被害者およびその児童の安全を確保できるよう、連絡をとり、適切かつ迅速な対応に努めました。	関係機関との連携を深め支援に取り組んでいきます。	関係機関と連携を図り支援に努めたが、引き続き要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な支援のため、関係機関の連携を継続する必要があります。	引き続き、関係機関との連携を深め支援に取り組んでいきます。
14	関係窓口・機関との連携強化	・さまざまな社会資源や専門的知見が活用できるよう、庁内の関係窓口や庁外の関係機関と連携会議を行うなど連携の強化を図ります。	男女共同参画センター	▶人とくらしのサポート運営会議、要保護児童対策地域協議会、市町困難女性支援担当者連絡会議等の出席を通じ、関係機関との情報の共有、情報交換を行いました。 連携対応延べ2件	▶庁内の関係窓口や庁外の関係機関と連携強化のため、各種会議等を活用し情報の共有、意見交換等を行い、連携した支援を行います。	関係機関との連携強化に努めたが、引き続き要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な支援のため、関係機関の連携を継続する必要があります。	引き続き、関係機関との連携を深め支援に取り組んでいきます。
14	関係窓口・機関との連携強化	・さまざまな社会資源や専門的知見が活用できるよう、庁内の関係窓口や庁外の関係機関と連携会議を行うなど連携の強化を図ります。	家庭児童相談室 関係課	要保護児童対策地域協議会において各種会議を開催し、各関係機関と支援内容について協議および情報の共有を行いました。 代表者会議:2回 実務者会議:12回 個別ケース検討会議146回	関係機関との連携を深め支援に取り組んでいきます。	関係機関との連携強化に努めたが、引き続き要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な支援のため、関係機関の連携を継続する必要があります。	引き続き、関係機関との連携を深め支援に取り組んでいきます。
目標3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり （6）性と健康の尊重							
施策番号	施策	取組内容	担当課	令和6年度実績	令和7年度計画	4年間の実施状況と課題	今後の方向性について
15	性を理解・尊重するための教育、啓発	・保護者等の理解を醸成しつつ、幼児期から性教育を実施し、子どもの発達段階に応じて、性・生殖や性感染症(STD)についての正しい知識の普及を図ります。 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ等性の理解・尊重に関する啓発を行います。	男女共同参画センター	▶学校向けのデートDV防止・性の健康教育をテーマとした講師の派遣事業や保護者向けの性教育講座を行いました。 ・学校向け 草津高3年生 207名 ・保護者向け 性教育アップデート講座～男の子の性・女の子の性～ 参加者:15名(大人11名、子ども4名)	▶学習会や展示を実施し啓発を行います。 ▶学校を対象に「デートDV防止・性の健康教育」をテーマとした講師派遣を通じた啓発や保護者向けの講座を行います。	デートDV防止・性の健康教育について、学校向けのデートDV防止・性の健康教育、および親向けの性教育講座を実施しました。親も学び、小さい頃からこどもに伝える必要があります。	継続して、デートDV防止・性の健康教育に係る学習の機会を提供します。

目標3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり（6）性と健康の尊重							
施策番号	施策	取組内容	担当課	令和6年度実績	令和7年度計画	4年間の実施状況と課題	今後の方向性について
15	性を理解・尊重するための教育、啓発	・保護者等の理解を醸成しつつ、幼児期から性教育を実施し、子どもの発達段階に応じて、性・生殖や性感染症（STD）についての正しい知識の普及を図ります。 ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ等性の理解・尊重に関する啓発を行います。	幼児課	▶誕生日会や保健指導を通して命の誕生について知らせ、また妊娠中の職員が赤ちゃんがお腹の中で大切に育まれることや誕生を楽しむにしていることや話し、「命の大切さ」を伝えました。 ▶「自分の体を大切にすること」をテーマにプライベートゾーンについて子どもの発達段階に合わせて絵本や紙芝居等を使って伝えました。健康診断の際にはパーテーション等を活用し、プライバシーやプライベートゾーンに配慮しました。 ▶性の多様性や命の誕生をテーマとした絵本の紹介や保育の中で子どもに伝えていることを保護者にその都度啓発しました。	▶絵本等の教材の活用や継続的な保健指導をととして、命の大切さを伝えていきます。また、自分の体と相手の体を理解し、それぞれの違いを尊重することの大切さを伝える中で、性の多様性等について子どもの発達段階に合わせて幼児への正しい知識の普及と保護者への啓発に努めます。 ▶プールの着替えの際などパーテーション等を活用しながら、プライバシーやプライベートゾーンに配慮した環境づくりに努めます。	▶「命の大切さ」や「プライベートゾーン」について絵本や保健指導を通して知識として園児に伝えている一方で、子ども自身が自分の体を大事にする行動に結びつくような環境面の配慮やかかわりを継続していく必要があります。	▶社会全体として性の多様性や命の大切さを考えるために、継続的な保健指導に加え、保護者啓発も充実させていく必要があります。
15	性を理解・尊重するための教育、啓発	・保護者等の理解を醸成しつつ、幼児期から性教育を実施し、子どもの発達段階に応じて、性・生殖や性感染症（STD）についての正しい知識の普及を図ります。 ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ等性の理解・尊重に関する啓発を行います。	学校教育課	▶こどもの発達段階や実態に応じ、養護教諭等と連携を取りながら、体育科・保健体育科や特別活動の時間に性や生殖について学習を行いました。また、小中学校の一部で助産師を外部講師に招き、包括的な性教育を実施しました。	こどもの発達段階や実態に応じ、養護教諭等と連携を取りながら、体育科・保健体育科や特別活動の時間に性教育を行う予定です。	こどもの発達段階に合わせた指導を行っているが、ICT機器の普及率が高まり、こどもの性に対する知識を得やすい環境にあるため、こどもの様子等からその実態を把握する必要があります。	包括的な性教育を進めることで、こどもから相談にすることが出てきたこともあり、抱えていた悩みを話すきっかけづくりとなるよう、引き続き、正しい知識の普及のため継続する必要があります。
16	性を踏まえた健康づくりの支援	・子宮頸がん・乳がん検診等の受診勧奨を図るとともに、性を踏まえた健康づくりの相談・支援を行います。	健康増進課	▶ナッジ理論を活用した個別勧奨・再勧奨通知を送付しました。 ▶国が示す対象枠(子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳)を拡大し、無料クーポン券を送付しました。 ▶集団検診の予約枠の拡大、Web予約の実施とともに、託児支援を受けられる環境づくりを行いました。 ▶イオンシネマや市SNS公式アカウントにて、がん検診啓発動画を放映しました。 ▶立命館大学健康フェスタ等のイベントで乳がんの触診モデルで触診体験を行い、日常から意識した健康管理に向けた啓発とがん検診の受診勧奨を行いました。 ◆子宮頸がん検診受診者 4,213名（R5：3,944名）受診率14.3% クーポン利用者 812名（R5：864名） ◆乳がん検診受診者 2,603名（R5：2,396名）受診率11.8% クーポン利用者 962名（R5：930名）	▶ナッジ理論を活用した個別勧奨・再勧奨通知を送付します。 ▶国が示す対象枠(子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳)を引き続き拡大し、無料クーポン券を送付します。 ▶集団検診の予約枠および実施会場の拡大やWeb予約の実施、託児支援を行います。 ▶市SNS公式アカウントにて、がん検診啓発動画を放映します。 ▶イベント等を通じて、乳がんの触診モデルで触診体験を行い、日常から意識した健康管理に向けた啓発とがん検診の受診勧奨を行います。	集団検診実施回数の増加や受診勧奨・再勧奨通知の発送を行い、受診率向上に向けた取組みを進めて来ましたが、コロナ禍で受診控えのあった市民が受診再開したR4年度以降は受診者数が増加しませんでした。	集団検診実施回数の増加や受診勧奨・再勧奨通知の発送を行い、受診率向上に向けた取組みを引き続き進めます。

目標3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり （6）性と健康の尊重							
施策番号	施策	取組内容	担当課	令和6年度実績	令和7年度計画	4年間の実施状況と課題	今後の方向性について
16	性を踏まえた健康づくりの支援	・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	子育て相談センター	▶男女とも、妊娠から子育てに関する不安を解消するとともに切れ目のない支援につなげるため、子育て支援施設とも連携して相談しやすい環境づくりに努め、継続的な支援を円滑に実施できるよう教育機関や支援機関と情報連携を行いました。 ▶男女ともに若い世代が早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送り、将来の健やかな妊娠や出産につなげることで、未来のこどもの健康の可能性を広げるため、ホームページなどでプレコンセプションケアの周知啓発について関係機関と情報共有の場を持ちながら検討しました。	▶男女とも、妊娠や出産に対する不安を解消するため、子育て支援拠点施設を中心とした市内7箇所の子育て支援施設や医療機関等と連携し、保護者の子育て支援に努めます。 ▶男女ともに若い世代が早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送り、将来の健やかな妊娠や出産につなげることで、未来のこどもの健康の可能性を広げるため、機会を捉えてプレコンセプションケアの周知啓発について国や県の同行も見ながら周知方法を検討していきます。	▶相談しやすい環境づくりに努めてきたが、男女とも、将来の健やかな妊娠や出産、子育てにつなげるため、さらに相談する機会や場所を提供する必要があります。 ▶プレコンセプションケアについてホームページなどで周知啓発を実施してきたが、男女ともに若い世代が早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送り、将来の健やかな妊娠や出産につなげることで、未来のこどもの健康の可能性を広げるため、プレコンセプションケアの周知啓発を行う必要があります。	▶妊娠や出産に対する不安を解消するため、子育て支援施設とも連携し、男女とも相談しやすい環境づくりに努めていきたい。 ▶男女ともに若い世代が早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送り、将来の健やかな妊娠や出産につなげることで、未来のこどもの健康の可能性を広げるため、プレコンセプションケアの周知啓発に努めます。
17	性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止に向けた啓発と相談	・性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止について啓発するとともに関係機関と連携し相談に応じます。 ・教職員等へセクハラ等に関する研修を実施します。	男女共同参画センター	▶相談対応を行いました。件数延べ272件（うちセクハラ0件） また11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、パープルリボンの啓発を行いました。	▶男女共同参画相談等で相談に応じます。 ▶11月の女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせてパープルリボンの啓発を行います。	性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止に向けた啓発を行ってきたが、昨年度実施したアンケート調査では、職場・学校・地域において、「例示したようなセクシャルハラスメントを受けたことがない」はいずれの場面においても約5割から約6割に留まっており、性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止について引き続き啓発する必要があります。	継続して、性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止について啓発していくとともに、関係機関と連携しながら相談に応じます。
17	性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止に向けた啓発と相談	・性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止について啓発するとともに関係機関と連携し相談に応じます。 ・教職員等へセクハラ等に関する研修を実施します。	学校教育課	校長会および教頭研修会で、性暴力等防止について繰り返し啓発し、学校で伝達しました。また、各校で3回、ハラスメント防止に関する研修を行う中で、セクハラ、性暴力等の防止について扱いました。	校長会、教頭研修会でハラスメント防止指針の周知・研修を行うとともに、各校でハラスメント防止に関する研修会を年間3回行う予定です。セクハラ等の研修については、LGBTQ・SOGIの内容を含んだ研修を実施する予定です。	研修を計画的に実施できているが、ハラスメント相談員の認知度は、内部相談員が50％前後、外部相談員が20％前後であり、相談体制の周知や相談しやすい環境を整えていく必要があります。	性暴力やセクハラに関する正しい知識を広めることが重要であり、今後も定期的な研修を実施し、これらの問題についての認識を高める必要があると考えています。
18	性の多様性を踏まえた啓発や相談、環境づくり	・LGBT等性的マイノリティに関する相談対応を進めます。 ・LGBT等性的マイノリティに対して理解が深まるよう啓発を進めます。	男女共同参画センター	▶相談対応を行いました。件数延べ272件（うちLGBT等について0件） ▶啓発紙「みんなで一歩」において、草津市パートナーシップ宣誓制度について特集し、啓発を進めました。	▶男女共同参画相談等で相談に応じます。 ▶市ホームページや広報くさつ等で啓発を行います。	LGBT等の相談や啓発を実施してきたが、LGBT等の相談については、引き続き関係機関と連携しながら進める必要があります。	関係機関と連携しながら、男女共同参画相談等で相談に応じます。 また、引き継ぎ、啓発を行います。

目標3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり（6）性と健康の尊重							
施策番号	施策	取組内容	担当課	令和6年度実績	令和7年度計画	4年間の実施状況と課題	今後の方向性について
18	性の多様性を踏まえた啓発や相談、環境づくり	・LGBT等性的マイノリティに関する相談対応を進めます。 ・LGBT等性的マイノリティに対して理解が深まるよう啓発を進めます。 ・LGBT等性的マイノリティに対する取組について精査し、対応について検討します。	人権センター	▶人権相談を実施しました。 月曜 人権擁護委員による相談 時間：9時～12時、13時～16時 火曜～土曜 人権センター相談員による相談 時間：9時～12時、13時～16時 月1回（原則第4火曜＝予約制） 人権弁護士による相談 時間：13時30分～16時30分 ▶人権セミナー（全8回）において、うち1回、LGBTQ＋や多様性についての講座を実施しました。 実施日：10月1日（火） 場所：キラリエ草津 502、503会議室 講師：柴谷 宗叔さん（性善寺（大徳山浄峰寺）代表役員住職） テーマ：「LGBTの人々が集うお寺のご住職が語る～悩んだ末に至った心の有様～」	▶人権相談を実施します。 月曜 人権擁護委員による相談 時間：9時～12時、13時～16時 火曜～土曜 人権センター相談員による相談 時間：9時～12時、13時～16時 月1回（原則第4火曜＝予約制） 人権弁護士による相談 時間：13時30分～16時30分 ▶人権セミナー（全8回）において、うち1回、LGBTQ＋や多様性についての講座を実施します。 予定 実施日：8月6日（水） 場所：キラリエ草津 502、503会議室 講師：井上 鈴佳さん（レスビ안의元保健室の先生） テーマ「あなたの身近にもいるLGBTQ＋～性のあり方は十人十色～」	・相談事業を実施してきたが、LGBT相談窓口の周知と相談体制の強化が必要です。 ・人権セミナーを実施し、令和6年度には啓発小冊子を作成・配布してきたが、LGBTに関する取組については、庁内の様々な所属に関わりがあるため、対応にあたっては関係課と連携し、進める必要があります。	・LGBTに関する情報収集をするとともに、相談窓口において関係課と連携を図り相談対応します。 ・人権セミナー、啓発小冊子等での啓発を継続します。 ・必要な配慮等について関係課と連携を図り対応します。
18	性の多様性を踏まえた啓発や相談、環境づくり	・LGBT等性的マイノリティに対する取組について精査し、対応について検討します。	人権政策課	市民一人一人が人権を尊重し、多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現をめざすため、令和6年4月1日からパートナーシップ宣誓制度を開始しました。 また、広報くさつへの記事掲載や市内の事業所へのチラシ・ポスターの配布等により本制度の周知・啓発に努めました。	LGBT等性的マイノリティに対する取組について精査すると共に、パートナーシップ宣誓制度について、国や県の動向を注視し、随時、見直しを行う等、円滑な運用に努めてまいります。	パートナーシップ宣誓制度の導入、周知・啓発等を実施してきたが、LGBT等性的マイノリティに関する必要な配慮や取組等については、庁内の様々な所属に関わりがあるため、対応については関係課と連携し、進める必要があります。	国や県の動向を注視し、草津市におけるLGBT等性的マイノリティに対する差別や偏見をなくすための施策について、引き続き、検討を進めます。
目標4 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり（7）男女共同参画の地域づくり							
施策番号	施策	取組内容	担当課	令和6年度実績	令和7年度計画	4年間の実施状況と課題	今後の方向性について
19	コミュニティ活動における男女共同参画の促進	・まちづくり協議会、町内会などの地縁コミュニティや、NPO、ボランティアなどの活動において、男女共同参画を促進します。 ・地域のしきたりや慣習を見直すための啓発を行います。	男女共同参画センター	▶男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画センターで女性の政策決定の場への参画等をテーマとした図書コーナーを設置し、コミュニティ活動における男女共同参画の促進について周知啓発を行いました。	▶出前講座や啓発紙、広報くさつ、市ホームページ等での啓発に努めます。	啓発紙や広報くさつ等で周知啓発に取り組んできたが、まちづくり協議会役員や町内会役員における女性の参画割合が少ないことが課題となっています。	町内会等に対し、女性の参画について啓発をしていく必要があります。
19	コミュニティ活動における男女共同参画の促進	・まちづくり協議会、町内会などの地縁コミュニティや、NPO、ボランティアなどの活動において、男女共同参画を促進します。	まちづくり協働課	まちづくり協議会に各審議会等の参画依頼において、積極的に女性に参画していただくよう依頼しました。また、地域コミュニティの場においても積極的に女性参画していただけるよう、まちづくり協議会の催事や、地域情報誌等で周知・啓発等に取り組んでいただくよう啓発を行いました。	引き続き、まちづくり協議会に各審議会等の参画依頼において啓発に努めます。また、まちづくり協議会の催事、地域情報誌等で女性参画の促進等に取り組んでいただくよう周知・啓発等について努めます。	まちづくり協議会に各審議会等の参画依頼や地域コミュニティの場においてまちづくり協議会の催事や、地域情報誌等で周知・啓発等で積極的に女性に参画していただくよう、依頼・啓発を行いましたが、令和3年度以降30%以下が続きました。	これまでに続き、まちづくり協議会に各審議会等の参画依頼において女性参画の啓発に努めます。また、まちづくり協議会の催事、地域情報誌等で女性参画の促進等に取り組んでいただくよう周知・啓発等について努めます。
20	地域防災における男女共同参画の推進	・自主防災組織における女性の参画を推進します。 ・避難所運営に際し、男女のニーズの違いなど、男女の双方の視点による適切な配慮を図るとともに女性の運営への参画を促します。	危機管理課	防災講座において、自主防災組織および避難所運営における女性の参画についての意識向上を図ることができました。	・自主防災組織における女性の参画を推進します。 ・避難所運営に際し、男女のニーズの違いなど、男女の双方の視点による適切な配慮を図るとともに女性の運営への参画を促します。	防災講座等において女性の参画を推進してきたが、引き続き自主防災組織および避難所運営の女性の参画推進に取り組む必要があります。また、各学区にて地区防災計画が策定されており、災害時における学区災害対策本部の組織化や避難所運営にあたり、男女双方の目線が必要となっています。	防災講座、訓練のほか地区防災計画のフォローアップを行う中で、自主防災組織、学区災害対策本部における男女共同参画の推進を図ります。

目標4 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり （7）男女共同参画の地域づくり							
施策番号	施策	取組内容	担当課	令和6年度実績	令和7年度計画	4年間の実施状況と課題	今後の方向性について
21	草津市立男女共同参画センターの運営	・男女共同参画の推進拠点として、各種団体の男女共同参画に関する取組支援や交流促進を行うとともに、協働による事業展開に努めます。	男女共同参画センター	▶男女共同参画センターを拠点にジェンダーに関する学習会の開催や相談支援等の事業展開を行うとともに、フォーラム、女性のチャレンジ応援塾、あい・ふらっとサロン等を市民団体との協働により実施しました。 ▶多様な市民の活動の拠点の中の男女共同参画センターとして、役割の周知や交流促進のため、キラリエ草津のイベント参加や入居団体等との連携に努めました。	▶男女共同参画センターを拠点にジェンダーに関する学習会、フォーラム、女性のチャレンジ応援塾、あい・ふらっとサロンの運営等を市民団体との協働により実施するとともに、市民団体の交流促進や育成に努めます。	男女共同参画センターを拠点として市民団体との協働事業やジェンダーに関する学習会等を実施してきたが、昨年度実施したアンケート調査では、「キラリエ草津を知らない」は65.4%でした。キラリエ草津は市民と協働でまちづくりを推進していく拠点であり、男女共同参画センターは男女共同参画の推進拠点であることについて、更なる周知が必要です。 また、男女共同参画センターに期待する機能として、「誰でも立ち寄れる交流の場」が35.1%、「子育て支援や介護、自己啓発講座など実践的な学習会」が32.0%、「子育て中、介護中の女性や男性などの交流の場」が23.5%となっており、交流の場や実践的な学習会が求められています。	男女共同参画センターの更なる周知を図り、ジェンダーに関する学習会を実施するとともに、市民団体やキラリエ草津の入居者団体等と連携しながら、交流の場となるよう努めます。
目標4 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり （8）男性の家庭生活への参画促進							
施策番号	施策	取組内容	担当課	令和6年度実績	令和7年度計画	4年間の実施状況と課題	今後の方向性について
22	男性の家事、育児、介護等への参画促進	・男性の家事・育児・介護等への参画についての啓発を行います。 ・男性の家事・育児・介護等の学習機会の提供を行います。	男女共同参画センター	▶啓発紙「みんなで一歩」や広報くさつの特集で、男女共同参画推進条例について掲載し、男女共同参画について啓発を行いました。 ▶ジェンダーに関する学習会 ・『父と子のカップケーキ作り教室』2回 講師：谷川 千紘さん 参加者：1回目親子9組（計19名） 2回目親子9組（計23名） ▶男女共同参画・女性活躍推進プロジェクト ・男性の料理教室 参加者：8名 ▶男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画センターで政策・方針決定の場への女性の参画等をテーマとした図書コーナーを設置し、女性が様々な分野で能力を発揮できるよう周知啓発を行いました。	▶男女共同参画・女性活躍推進に関するフォーラムの開催や、啓発紙や市ホームページ等で啓発に努めます。	男性の家事・育児・介護等への参画についての啓発や学習会を実施してきたが、引き続き多くの人に啓発できるように努める必要があります。	男性の家事・育児・介護等の学習啓発や学習の機会について、幅広い層の方が参加できるよう工夫しながら実施していきます。
目標4 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり （9）女性の活躍推進							
施策番号	施策	取組内容	担当課	令和6年度実績	令和7年度計画	4年間の実施状況と課題	今後の方向性について
23	女性の活躍推進に向けた気運の醸成	・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・推進に向けた働きかけを行います。 ・女性活躍や働き方改革等に関する啓発を行います。 ・多様で柔軟な働き方の実現に向けた市民・事業所への啓発を行います。	男女共同参画センター	▶男女共同参画・女性活躍推進フォーラムの開催 ・講演会：女性のちからが社会を変える 講師：田中 優子さん 参加者：137名 ▶啓発紙「みんなで一歩」や広報くさつの特集で、男女共同参画推進条例について掲載し、啓発を行いました。 ▶商工観光労政課と連携し、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問の際、市内事業所に対し、滋賀県女性活躍推進企業認証制度についての啓発を実施しました。	▶男女共同参画・女性活躍推進に関するフォーラムの開催や、啓発紙や市ホームページ等で啓発に努めます。	女性活躍推進に関する啓発を実施してきたが、昨年度実施したアンケート調査では、女性が仕事を続けていくために必要なこととして、「男女がともに日常的に家事・育児・介護を分担すること」が50.3%、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解があること」が41.9%、「職場において育児や介護の休業を整備し、男女問わず利用しやすい環境（人員体制や職場風土など）にすること」が41.6%であり、女性活躍や働き方改革等に関する啓発を行い、社会全体で女性が仕事を続けていける風土づくりが必要です。	継続して、女性活躍や働き方改革等に関する啓発を行います。
23	女性の活躍推進に向けた気運の醸成	・多様で柔軟な働き方の実現に向けた市民・事業所への啓発を行います。	商工観光労政課	①事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問において、「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」に関する啓発を行いました。 ②企業内人権教育啓発誌「しんらい」で育児・介護休業法の改正について周知しました。	事業所訪問や、企業内人権教育啓発誌「しんらい」での啓発を行います。	多様で柔軟な働き方の実現に向け啓発を実施してきたが、育児・介護休業法の拡充が進む中で企業内での周知が進んでいない状況が見受けられます。制度の策定だけに限らず、実際に取得できる環境を整えていただくことが今後の課題であり啓発が必要と考えます。	事業所訪問や、企業内人権教育啓発誌「しんらい」等での啓発を引き続き行います。

目標4 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり （9）女性の活躍推進							
施策番号	施策	取組内容	担当課	令和6年度実績	令和7年度計画	4年間の実施状況と課題	今後の方向性について
24	女性の職業能力の開発と就業のための支援	・就職や起業、キャリア形成（職業能力の習得）を支援します。 ・女性の就労相談に応じ、就労のための情報提供を行うとともに関係機関・窓口と連携した支援を行います。	男女共同参画センター	▶女性のチャレンジ応援塾 起業・再就職等、新たな一歩を踏み出したい女性を応援するための連続講座・講演会等を実施しました。事前講座2回、起業塾として未来起業家育成コース全6回・マネー＆キャリアコース全3回の連続講座、フォローアップ講座5回、オープン講演会1回を実施しました。また、起業するための試行的な事業を対象とした助成金により、起業をめざす女性の支援を行いました。 ▶相談対応を行いました。件数延べ272件うち就労関係相談22件	▶女性のチャレンジ応援塾、Web初心者学習会等を実施します。また、男女共同参画相談において就労相談の対応を行います。	女性の就職や起業、キャリア形成を支援するため、女性のチャレンジ応援塾を実施してきましたが、より多くの女性が、就職や起業、キャリア形成に繋がるように取り組む必要があります。	関係機関と連携しながら、男女共同参画相談、チャレンジ応援塾等を実施していきます。
24	女性の職業能力の開発と就業のための支援	・女性の就労相談に応じ、就労のための情報提供を行うとともに関係機関・窓口と連携した支援を行います。	人とくらしのサポートセンター	▶生活困窮や多様で複合的な課題・悩み等の相談において、関係部署、関係機関と連携し、就労支援や就労のための情報提供を行いました。 総相談件数：670件（女性261件、男性403件、その他6件）うち就労関係相談248件（女性84件、男性163件 その他1件）	▶生活困窮や多様で複合的な課題・悩み等の相談において、関係部署、関係機関と連携し、就労支援や就労のための情報提供を行います。 ▶就労支援相談員により、就職困難者等への就労支援を強化実施します。	関係機関と連携し、就労支援や情報提供を行いました。女性の就労相談数の増加とともに障害の疑いのある方や就労の前段階の方の相談も増加しているため、引き続き障害を始めとする各関係部署や就労準備支援事業者との連携強化が必要です。	物価高騰など昨今の社会情勢の大きな変化や、生活上の課題の複雑化・複合化等によって、市民の生活の安定を確保することに困難な状況が生じているため、生活安定への支援や就労のための情報提供など、関係機関と連携するとともに、相談者に寄り添いながら自立に向けた相談・支援を行います。
24	女性の職業能力の開発と就業のための支援	・女性の就労相談に応じ、就労のための情報提供を行うとともに関係機関・窓口と連携した支援を行います。	こども家庭若者課	▶就労・転職等を希望するひとり親に対し、草津マザーズ・ショブステーション等相談機関の情報を提供し、就労に課題を抱える方については滋賀県母子家庭等修業自立支援センターのプログラム策定につなぎました。また、資格取得を目指す者に対し、受講費用の補助（自立支援教育訓練給付金）や就業期間中の生活費（高等職業訓練促進給付金、修了支援給付金）を支給し、自立に向けた支援を行いました。 プログラム策定事業申込者…26件 自立支援教育訓練給付金…3件 高等職業訓練促進給付金…13件 高等職業訓練修了支援給付金…7件 高卒認定試験合格支援給付金…実績なし	▶草津マザーズ・ジョブステーション等相談機関の情報を提供します。 ▶就労に課題を抱えるものについては滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターのプログラム策定につなぎます。 ▶自立支援事業については昨年度に引き続き、支給割合を一部拡充、児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃等になったことから周知に努めていきます。	関係課（機関）と連携を図り相談支援を実施しましたが、引き続き関係課（機関）と連携しながら、ひとり親家庭の自立への相談支援が必要です。	引き続き、制度の活用により、ひとり親家庭の自立への相談支援を行います。
25	市民活動団体および女性リーダーの育成	・男女共同参画を推進する団体や女性リーダーの育成を図ります。	男女共同参画センター	▶男女共同参画に関する研修参加に対する補助や、研修等の情報発信に努めました。	▶男女共同参画に関する研修参加に対する補助や、研修等の情報発信に努めます。	男女共同参画に関する研修参加に対する補助や、研修等の情報発信に努めました。男女共同参画に関する研修参加に対する補助について、申請件数0件が続いていることが課題です。	研修等の情報発信に努め、男女共同参画に関する研修参加に対する補助の申請件数0件が続く場合、補助のあり方を検討します。
26	政策・方針決定の場への女性の参画促進	・各審議会等における女性委員の割合について50%を目指して取り組みます。 ・子育て中の女性の審議会等への参画推進のため、託児支援を実施します。 ・地域における各種団体の方針決定の場への女性の参画を促進します。 ・政治分野における女性の参画を推進するための啓発を行います。	男女共同参画センター	▶各審議会等における女性委員の参画を促進するため庁内啓発を行いました。（女性委員割合:令和6年度末42.0%） ▶子育て中の方へ審議会等への参画推進のため、託児を実施しました。実績1回（託児人数1人） ▶男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画センターで政策・方針決定の場への女性の参画等をテーマとした図書コーナーを設置し、周知啓発を行いました。	▶各審議会等における女性委員の割合について50%を目指します。 ▶子育て中の方が審議会等への参画しやすいように、託児支援を行います。 ▶政治分野における女性の参画推進のための啓発に努めます。	各審議会等について啓発を行ったり各課と連携しながら取り組みましたが、目標の50%には届きませんでした。引き続き各審議会等における女性委員の割合50%を目指し、各課に女性の参画促進を呼びかける必要があります。	継続して、各課への女性の参画促進を呼びかけるとともに、市民への啓発についても実施します。